世界禁煙デー2019 大阪・記念の催し

四條畷市受動喫煙防止条例

望まない受動喫煙から子どもたちを守り、すべての人が健やかに暮らすまちへ

2019年６月
四條畷市

１．四條畷市の地域特性

1.1　地理的条件

大阪府の北東部に位置し、市域面積の３分の２を北生駒山地が占める緑豊かなまち。

図６：主要駅までの最短時間

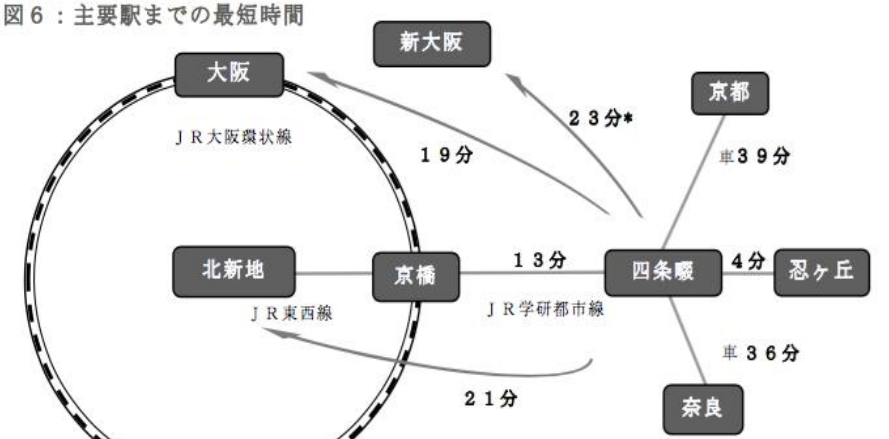

*2019年に予定しているおおさか東線の全線開業により、さらに利便性が高まる見込み。

参考：乗り換え案内サイト及び地図サイトを元に作成

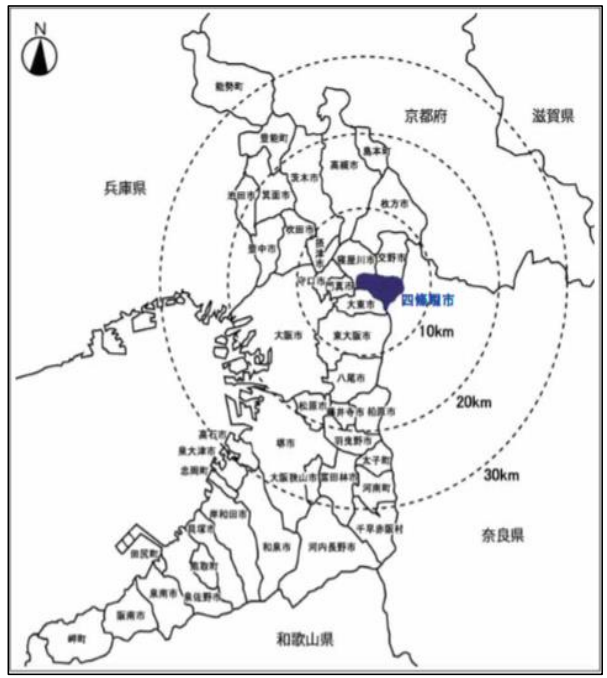

1.2　人口動態【面積・人口】

１８．６９㎢・55,705人

（2019年3月末現在）

1. 四條畷市の地域特性

1.3　産業構造

農業：水稲

商業：駅前の商店街、大型ショッピングモール

工業：住宅地として発展してきたため、工業・製造業の事業所数は少ない。

1.4　その他

市長：東　修平（あずま　しゅうへい）
　　2017年1月就任（当時28歳）
※外務省、野村総研インドを経て、全国最年少市長

副市長：林　有理（はやし　ゆうり）
　　2017年10月就任（当時37歳）
※リクルートにてSUUMO編集長を経て全国公募。
　1,700人の応募から採用

日本一若いTOP１・２筆頭に
「日本一前向きな市役所」をめざして推進中！！

1. 四條畷市の地域特性

1.5　日本一前向きな市役所になるために

様々な取り組みを実施

①採用試験WEB面接の導入

応募 テレビ面接で106・5倍

採用試験 四條畷市、初の大台突破

四條畷市は29日、事務職一般の倍率が106・5倍に受験しやすい環境を整えて上った発表した。市の採用試験で大台を突破したのは初めてといい、「今後も幅広い人材を採用したい」としている。

ネット面接導入 志願者急増

四條畷市

同市では、ビジネスチャットツール「LINE WORKS（ライン・ワークス）」のビデオ通話機能を利用してネット上での面接を9月から導入。3人の募集枠に対して282人が応募し、このうち67人がネット上での面接を希望した。

昨年度と募集要件などが異なるため単純比較はできないが、それでも事務職A（採用予定人数2人）の採用試験で、採用予定人数は2人。1次と2次の面接試験でテレビ電話が利用できるため受験者は市役所に足を運ぶ必要がなく、申し込みは7～3人に上った。昨年度は受験条件が若干異なるものの、採用予定人数6人に対して29人だった。3次試験は市役所

事務職A倍率 4.8倍→106・5倍に

②証明書QRコード決済

③LINE@道路情報提供システム

2. 条例制定に至るまで

四條畷市
SHIJONAWATE CITY

2.1　背景（経過）

①喫煙（受動喫煙）は、あらゆる人の健康に悪影響を及ぼすことが明らか

②子ども・子育て支援アクションプラン

2018年3月策定

職員PTによる子育て施策の検討（市民・職員アンケート実施）

⇒40事業の子育て支援重点プロジェクト

うち、路上喫煙禁止のマナー条例制定事業（生活環境）

③2018年度市政運営方針

「受動喫煙防止の考え方を整理し、受動喫煙にさらされることのないよう不特定多数の方が出入りする施設等において、受動喫煙防止に向けたルール等を定める条例の制定に向けて取り組む」

2. 条例制定に至るまで

2.2　市民アンケート

喫煙による健康への
悪影響を
認識している人

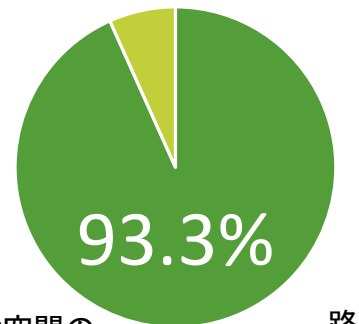

多数の人が利用する公共的な空間の
受動喫煙対策に賛成する人

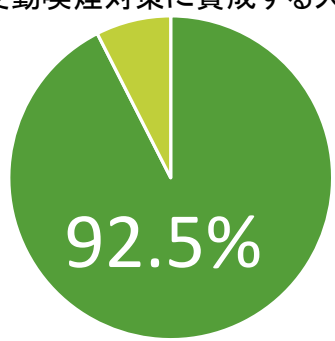

路上での喫煙をやめて
ほしいと考えている人

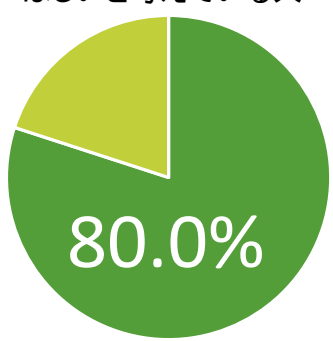

■平成30年5月に実施した「受動喫煙および路上喫煙に関する民アンケート」の主な結果
(20歳以上の市民3,000人を無作為抽出し、アンケートを郵送。1,135人から回答)

2. 条例制定に至るまで

四條畷市
SHIJONAWATE CITY

2.3　条例の目的

市民の健康づくりに寄与し、受動喫煙の健康被害をなくす、子育てしやすいまちづくり

2.4　パブリック・コメント

2018年8月15日から9月14日までの間で意見公募

意見提出件数：68件（過去最高）の賛成と反対

2.5　市議会全員協議会

2018年11月19日開催　総論賛成と各論反対？

2.6　12月定例市議会

2018年12月3日即決

3. 条例概要

① 子どもが健やかに育つ環境づくりと市民の健康づくりの推進（条例前文）

② 条例施行は2段階

２０１８年１２月施行、喫煙・罰則規制は２０１９年１０月１日に全面施行

③ 加熱式たばこも規制対象

④ 路上喫煙の全面禁止

道路（生活道路を含む）や公園における路上喫煙（歩きたばこ含む）を禁止

⑤ 禁煙施設と分煙施設

・禁煙施設：子ども及び妊婦が主に利用する公共的施設（こども園、小中学校など）

・分煙施設：多世代の市民が利用する施設（総合体育館、文化施設など）

⑥ 公共的空間における喫煙ルール

⑦ 罰則規定

駅周辺など路上喫煙重点禁止区域内の喫煙者に対して、罰則（過料1,000円）を規定　※禁煙・分煙施設内の違反喫煙も罰則対象

3. 条例概要

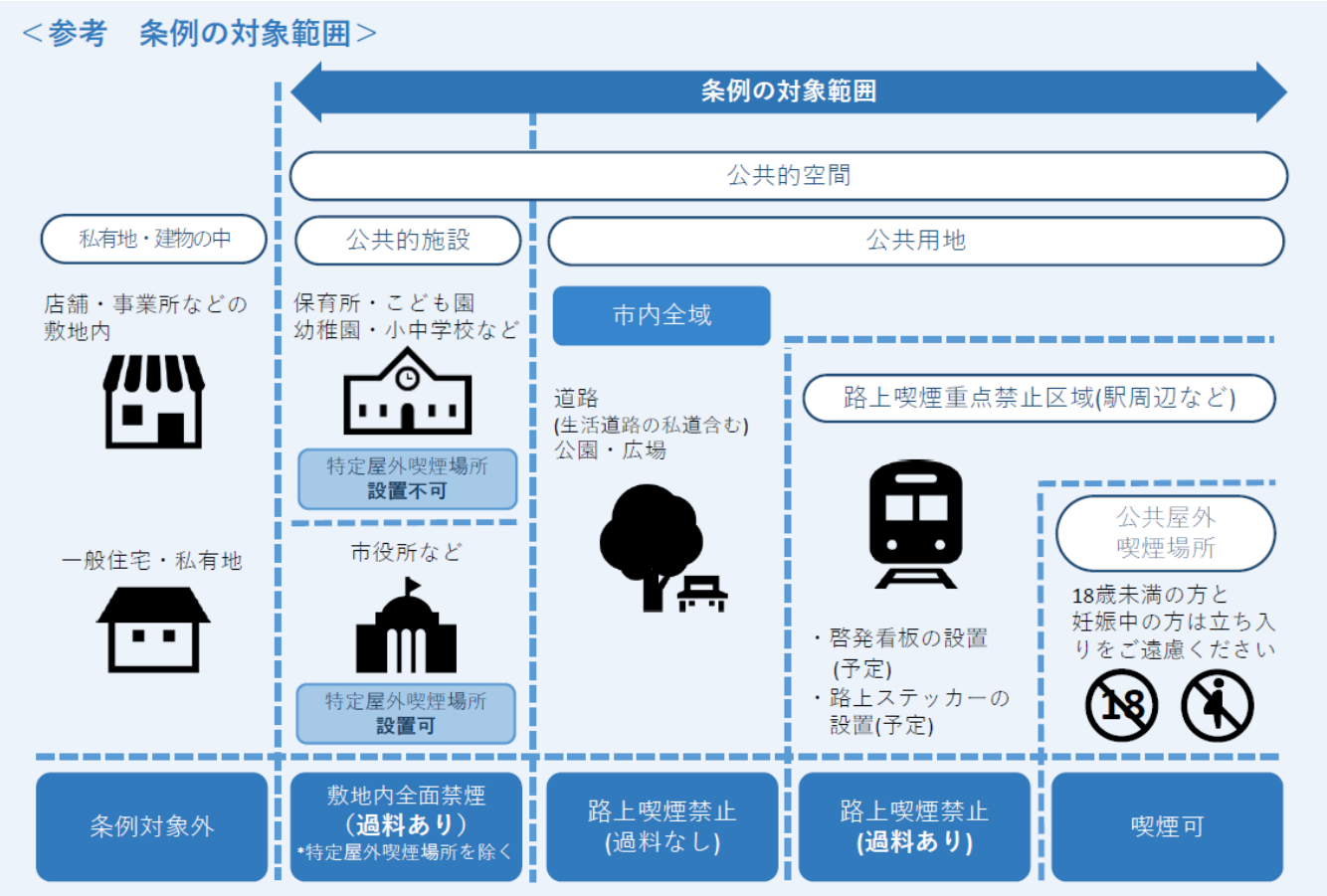
＜参考　条例の対象範囲＞
条例の対象範囲
公共的空間
私有地・建物の中
公共的施設
公共用地
店舗・事業所などの
敷地内
保育所・こども園
幼稚園・小中学校など
特定屋外喫煙場所
設置不可
市内全域
道路
(生活道路の私道含む)
公園・広場
路上喫煙重点禁止区域(駅周辺など)
・啓発看板の設置
(予定)
・路上ステッカーの
設置(予定)
公共屋外
喫煙場所
18歳未満の方と
妊娠中の方は立ち入
りをご遠慮ください
一般住宅・私有地
市役所など
特定屋外喫煙場所
設置可
条例対象外
敷地内全面禁煙
(過料あり)
*特定屋外喫煙場所を除く
路上喫煙禁止
(過料なし)
路上喫煙禁止
(過料あり)
喫煙可

4. 受動喫煙防止事業

・ 禁煙外来医療費助成制度（5月15日受付開始）
禁煙に挑戦する市民を応援
①保険適用での診療費・薬剤費の自己負担額の1／2（上限額は1万円）
②先着100名

・ 受動喫煙防止宣言の事業者認定制度（創設予定）
条例の理念に賛同する企業や事業所を認定しホームページで公表

まちと自然、人と人の程よい距離。

私も子どもも、のびのびと。

「市全体」が「自然体」でくらせるまち。

ご清聴ありがとうございました。